

議案第9号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

薬事法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の124の2の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める。

付 則

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）の施行の日から施行する。